

令和6年度及び令和7年度

広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領

(町内業者用)

令和6年度及び令和7年度において、広陵町（土地開発公社を含む。以下同じ。）及び奈良県広域水道企業団（令和7年度設立予定）が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町及び奈良県広域水道企業団が発注する建設工事の競争入札の業者選定に使用するためのものであり、直ちに指名があるという制度ではありません。

※ 広陵町が発注する上下水道設備関連の工事及び業務委託は、令和7年度より奈良県広域水道企業団が発注する予定です。

※ 令和6年度及び令和7年度の競争入札参加資格申請より、従来の書類提出に加えて、所定のエクセルファイル（測量・建設コンサルタント等業者カード（広陵町様式⑨-2））に入力後、指定されたメールアドレスに送信するよう、一部申請方法を変更しましたのでご注意ください。

1. 競争入札(随意契約を含む)に参加する者の必要な資格

競争入札に参加を希望する者は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程（平成11年6月広陵町告示第10号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日(令和6年2月1日)直前2年の営業年数において、営業実績を有していない者

- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の内容を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当すると認められる者
- ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時測量・建設コンサルタント等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2. 受付対象者

次の①～⑥に該当する業者で、本店が広陵町内の所在地で登録を有し、令和5年1月1日以前から引き続き、法人にあっては広陵町内に本店を有し、個人にあっては広陵町内に居住する者。

- ① 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号)による登録業者)
 - ② 測量業者(測量法(昭和24年6月3日法律第188号)による登録業者)
 - ③ 地質調査業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第718号)による登録業者)
 - ④ 建築設計業者(建築士法(昭和25年法律第202号)による登録業者)
 - ⑤ 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)による登録業者)
 - ⑥ その他建設工事に関連する調査業務業者(不動産鑑定業者、計量証明業者)
- ※ 土地家屋調査士、司法書士等は、物品購入等競争入札参加資格申請書で提出して下さい。

3. 競争入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで

※ データの送信及び郵送の受付は令和6年2月29日(木)午後5時必着とします。

※ 窓口での受付は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとします。

5. 受付方法と受付場所

(1) 測量・建設コンサルタント等業者カード(広陵町様式⑧-2)のエクセルファイルについて

下記のメールアドレス宛に送信してください。

送信先

E-mail : koryo.soumu-gts@theia.ocn.ne.jp

注：PDFに変換しないでください。

必ずエクセルファイルのままで送信してください。

注：データに押印は不要です。

注：クラウド等に預けず直接送信してください。

(2) 印字した測量・建設コンサルタント等業者カード(広陵町様式⑧-2)及び申請書等その他書類について

下記の場所に持参又は郵送してください。

広陵町役場2階 総務課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
TEL 0745-55-1001 内線1246

郵送の場合は、封筒の表に「入札参加資格申請書在中 町内・コンサル」と赤字で記入してください。

6. 提出部数 1部

7. 提出又は送信書類

注：紙で提出する書類は以下の順番に綴りホッチキス止めをして持参又は郵送してください。ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。

なお、郵送の場合で申請書類の受付証等をご希望の方は、切手を貼った返信用の封筒又はハガキを同封してください。

① 令和6年度及び令和7年度 広陵町測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書(広陵町様式①-2)(必須)

② 承諾書(広陵町様式⑦-2)(必須)

③ 測量・建設コンサルタント等業者カード(広陵町様式⑧-2)(必須)

- ※必ず所定のエクセルの様式に入力してください。
- ※エクセルの様式の変更は絶対にしないでください。
- ※入力したエクセルファイルのデータを（１）送信するとともに（２）印字したものを提出してください。

（１） ５（１）に記載された所定のメールアドレスあてに送信してください。

- ※ PDFに変換しないでください。エクセルファイルのままで送信してください。
- ※ 押印は不要です。
- ※ クラウド等に預けず、直接送信してください。

（２） 印字した用紙に入札・契約等での使用印を押印して、他の書類とともに提出してください。

上の（１）と（２）の両方をしてください。

- ※ 「申請する営業所情報」欄には本店と代表取締役（個人事業の場合は事業主）を入力してください。
- ※ 法人番号は法人の方のみ入力してください。「番号法」に基づく13ケタの番号です。「国税庁法人番号公表サイト」で検索が可能です。
- ※ 「本店情報」欄については入力不要です。
- ※ 印字して提出する書類にのみ使用印を押印してください。
使用印とは入札、契約及び代金請求等で使用する印で、法人の場合は法務局に登録された代表者の印をお願いします。
- ※ 「2営業年度の実績」欄には、最後の欄の「実績一覧表」に入力した「申請業種名称」と「金額（税込）」を6業種まで入力してください。
競争入札参加資格は希望業種すべてに認められ、この6業種に限定されるものではありません。
- ※ 「登録業務」については、記載されている各登録業務について申請者が登録を有するものに「登録番号」及び「登録年月日」を入力してください。
- ※ 「有資格者数」については、記載されている各資格の下の「営業所」欄には申請する営業所に所属する技術者の人数を、「全体」欄には申請者に所属するすべての技術者の人数を入力してください。
- ※ 「希望業種」については、記載されている各業種で、申請者が登録を有しかつ希望する業種の下段空欄に「○」を入力してください。
- ※ 「実績一覧表」については、「申請業種名称」欄に希望業種を入力し、それぞれの業種の直近2営業年度の期間を「対象期間」欄に、実績金額を「金額（税込）」欄に、主な業務委託の発注者名を「主な発注者」欄に入力してください。

④ 代表者印の印鑑証明書〈写し〉(必須)

- ※ 法人の場合は法務局で、個人の場合は役場住民課で発行しています。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

⑤ 町内業者の確認資料〈写し〉(必須)

- 法人の場合 → 商業登記の登記事項証明書(履歴事項証明書)〈写し〉
- 個人の場合 → 住民票抄本〈写し〉
- ※ 商業登記の登記事項証明書は法務局で、住民票抄本は役場住民課で発行しています。
- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

⑥ 納税証明書〈写し〉(必須)

・ 法人の場合	{	法人税	
		及び消費税(税務署)	〈様式その3の3〉
		県税(県税事務所)	〈滞納のない証明〉
		町税の全部(役場)	〈滞納のない証明〉
・ 個人の場合	{	所得税	
		及び消費税(税務署)	〈様式その3の2〉
		県税(県税事務所)	〈滞納のない証明〉
		町税(役場)	〈滞納のない証明〉

- ※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

※ 町税に関する注意事項

ア 滞納のない証明(完納証明書)ですので、ご注意ください。

イ 役場住民課で発行しています。

証明書の申請時に委任状が必要な場合があります。

法人の場合、「代表者」以外の申請は、委任状(代表者の印の押印のあるもの)の添付が必要です。

個人の場合、「代表者」や「代表者と同世帯の家族」以外の申請は、委任状の添付が必要です。

⑦ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書〈写し〉(必須)

⑧ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の各保険料領収書〈写し〉(必須※)

- ※ 適用が除外されている場合は提出不要です。

⑨ 技術者経歴書(国土交通省の様式④)(必須)

- ※ 申請時点での在籍技術者について記載願います。
- ※ 既に国等へ提出された様式④を申請時に時点修正したものでも提出でき

ます。

※ 建設コンサルタントを希望される方は、既に提出された建設コンサルタント現況報告書の様式18号の「技術管理者」及び「技術士等一覧表」を申請時に時点修正したものでも提出できます。

※ 建築士事務所を希望される方は、既に提出された設計等の業務に関する報告書の「(第三面) 所属建築士名簿」及び「(第四面) 所属建築士の業務の実績」を申請時に時点修正したものでも提出できます。

⑩ **技術者経歴書等に記載の技術者の資格を証明するもの〈写し〉(必須)**

※ 国家資格等の合格書や証明書を添付してください。

⑪ **財務諸表(前年度分)〈写し〉(必須※)**

法人の場合→申請書提出時前に終了した直近の事業年度に係るもの

個人の場合→申請書提出時前に提出した直近の所得税確定申告書

⑫ **本店事務所調書(広陵町様式⑤)(必須)**

ア 本店事務所付近の見取図

・ 本店事務所所在地は赤色のペンで記入してください。

※ 地図を貼付しても結構です。

イ 本店事務所外部の写真

・ 看板・標識等は文字が判読できるようにしてください。

・ 事務所等の状態が分かる全景・入口の写真を貼付してください。

※ 全景写真1枚で、看板等の文字が読みとれない場合は、入口の看板等の写真を別に貼付してください。

ウ 本店事務所内部の写真

・ 机・パソコン・電話・FAX・コピー機等、内部の様子が分かる写真を貼付してください。

※ 写真1枚で判読不能な場合は、数枚に分けてください。

8. 留意事項

① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合は受付できません。

② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。

- ③ 審査終了後、法人にあつては、広陵町外に本店を移したとき、個人にあつては、広陵町内に居住していないときは、町内業者の資格を失います。
- ④ 奈良県広域水道企業団（令和7年度設立予定）が行う測量・建設コンサルタント等の競争入札及び随意契約における業者の選定に、申請者が送信及び提出された申請情報を使用するため、広陵町が奈良県広域水道企業団にその申請情報を提供することを承諾していただきます。

また、申請者には、広陵町の競争入札参加資格者名簿に登録された場合、奈良県広域水道企業団の競争入札（随意契約を含む）参加資格を取得することを承諾していただきます。

※ 広陵町が発注する上下水道設備関連の工事及び業務委託は、令和7年度より奈良県広域水道企業団が発注する予定です。

- ⑤ 広陵町及び奈良県広域水道企業団が、申請情報の一部を入札参加資格者名簿として公表することを承諾していただきます。